

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(平均空間線量率の計算方法)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 空間線量率の測定に用いる測定機器については、作業環境測定基準第八条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定機器を使用すること。</p>	<p>(平均空間線量率の計算方法)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 空間線量率の測定に用いる測定機器については、作業環境測定基準第八条の表の下欄に掲げる測定機器を使用すること。</p>